

情報セキュリティ委員会設置要綱

(目的)

第1条 鳥取県立鳥取療育園における個人情報及び各種電子端末に関するセキュリティの保護・適正使用の管理体制整備を講ずることを目的に、情報セキュリティ委員会(以下「委員会」という。)を設置する。この要綱では、委員会を円滑に運営するために必要な事項を定める。

(委員会の組織)

第2条 委員会には委員長を置き、委員長、及び委員は園長が指名する。

2 委員会は委員長が招集し、検討すべき事項等は、各委員にあらかじめ通知する。

3 委員会は、所掌事務に係る検討を行うため、随時会議を開催する。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 個人情報の保護及び適切な管理に関すること
- (2) 各種情報端末等(PC、電子カルテ、タブレット、カメラ、電話、FAX、各種記憶媒体等も含む。)の適正使用に関すること
- (3) 鳥取療育園ホームページ等による広報の情報管理に関すること
- (4) 情報セキュリティの維持に関する職員の意識向上に関すること
- (5) その他情報セキュリティに関し必要な事項

(職員の責務)

第4条 職員は、委員会が円滑に運営できるよう、委員会の求めに積極的に協力しなければならない。

(参考人)

第5条 委員長は、必要と認めるときは、関係職員及び職員以外の関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。

附 則

この要綱は、令和5年7月21日をもって施行する。

附 則

この要綱は、令和6年5月17日をもって施行する。

附 則

この要綱は、令和7年5月16日をもって施行する。